

農地・農業用施設災害復旧事業の概要

事業の趣旨

農地等に関する災害を未然に防止するための事業を“農地防災事業”と呼んでいますが、いざ、災害が起こってしまった場合に農地、農業用施設（農業用水路や農道など）の復旧に要する費用を補助するのが、農地・農業用施設災害復旧事業です。

事業の概要

○採択要件

- ✚ 1箇所の子工の費用が40万円以上であること。
- ✚ 異常な天然現象[※]による災害であること。

【異常な天然現象】

降雨による災害にあつては、24時間雨量80mm以上（時間雨量概ね20mm以上でも可）
河川の出水による災害にあつては、その地点の水位が警戒水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水
暴風による災害にあつては、最大風速15m/s以上
地すべりによる災害
地震による災害
干ばつによる災害にあつては、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む。）が20日以上
落雷・雪害による災害
その他（高潮による災害、火山噴火の降灰等による農地の災害など）

- ✚ ただし、次のようなものは、災害復旧事業の対象となりません。

【適用除外】

過年災害によるもの
経済効果の小さいもの（傾斜が20度を超える農地、土層が40cm未満の農地、有効幅員120cm未満の農道、事業費の額が農林水産大臣が定める限度額以上もの、土性が粗い砂土などの農地など）
維持工事とみるべきもの
明らかに設計不備又は工事の施行粗漏に起因して生じたと認められるもの
維持管理不良のもの

○事業主体 市町村、土地改良区、農協等

○補助率 通常補助率^{注1} 農地の場合 50%
農業用施設の場合 65%

注1) その年の1戸当たりの事業費が8万円を超える市町村（旧市町村単位で判断できます。）は、補助率が増嵩されます。（いわゆる「補助率増嵩」）

例：平成23年N市の場合 農地：86.7%、農業用施設97.0%

注2) 激甚法により「激甚災害」に指定された災害に係る災害復旧事業の場合は、さらに補助率が増嵩されます。

例：平成18年7月豪雨災害 S町の場合 農地95.3%、農業用施設99.2%

注3) また、過去3年間の災害復旧事業費の規模に応じて、補助率が増嵩されることがあります。（いわゆる「連年災補助率増嵩上げ」）

災害発生から復旧まで

